



令和6年度第3回理事会  
議事録

令和6年6月13日（木）



公益財団法人武蔵野市福祉公社

## 令和6年度 第3回 公益財団法人武蔵野市福祉公社理事会

1. 開催日 令和6年6月13日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで

2. 会場 本部1階会議室  
Web会議システム Zoom を使用しオンラインを併用

3. 理事の現在数 6名(定足数 4名)

4. 出席者 会議室 理事長(議長) 森安 東光 常務理事 藤本 賢吾  
理事 大野 壽三枝 理事 千種 豊  
理事 黒竹 光弘  
理事 渡邊 昭浩  
Web 監事 大久保 実  
監事 安田 大 (15時00分退室)

5. 欠席者 なし

6. 傍聴者 なし

### 7. 議事日程

- 日程第1 議案第4号 令和5年度事業報告について
- 日程第2 議案第5号 令和5年度決算報告について
- 日程第3 議案第6号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改定する規程について
- 日程第4 議案第7号 令和6年度第2回評議員会(みなし決議)の開催について
- 日程第5 議案第8号 令和6年度第3回評議員会の開催について
- 日程第6 報告事項1 理事の競業取引について
- 日程第7 報告事項2 理事の利益相反取引について
- 日程第8 報告事項3 新社屋建設進捗状況について
- 日程第9 報告事項4 第四期中長期事業計画執行状況報告について
- 日程第10 報告事項5 理事長及び常務理事の職務執行状況について

8. 議事録作成者 理事長 森安 東光

9. 議事録署名人 理事長 森安 東光

監事 安田 大 大久保 実

#### 10. 議事の経過及び結果

安田大監事及び大久保実監事は本議場にはいないが、web会議システムを用いて、出席者とは互いに音声及び映像が即時に伝わること、適時的確に意見表明ができることを確認した。

4月1日付人事で着任した、藤本常務理事、新谷事務局長より挨拶があった。

森安理事長より、傍聴希望はなく、出席理事6名、定数6名につき、定款第35条により過半数を満たしており、理事会の成立が宣言された。定款に基づき、議事録署名人は、理事長と出席した監事2名とし、議事の審議に移った。

##### 日程第1 議案第4号 令和5年度事業報告について

##### 日程第2 議案第5号 令和5年度決算報告について

森安理事長から一括審議の申出がなされ、ほかの理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

新谷事務局長から、令和5年度事業報告及び決算報告について、定款第9条に基づき監事の監査を受け、承認を求めるもので、詳細について次のとおり説明された。

初めに配布資料の修正をお願いしたい。理事会日程に誤りがあった。6ページ第8回について令和5年3月3日と記載しているが、令和6年3月4日の誤り。5ページ第2回について令和6年と記載しているが、令和5年の誤り。修正をお願いしたい。

令和5年度は、令和4年度に策定した第四期中長期事業計画が開始となり、福祉公社の使命である地域におけるセーフティネットとして事業運営を行った。新社屋建設については、武蔵野市における地域共生社会の推進拠点実現を目指し、社協、設計会社と打ち合わせを重ね、順調に進捗している。人材の確保については「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」を獲得し、福祉公社の働きやすさと仕事のやりがいをアピールし、採用活動を強化しているが、ますます厳しさを増している。人材の育成については、福祉現場向けの階層別研修にて組織として必要な研修を実施するほか、資格取得支援に力を入れ、新たに6人が資格取得した。つながりサポー

ト事業では、新事業「入退院・没後サポート事業（仮称）」について、理事からもご意見をいただき検討を重ね、モデル事業として開始できるところまで来た。通所事業、訪問介護事業については、稼働率の大きな回復には至らなかったが、令和5年度「収益向上委員会」を設置し、組織を上げて対策に取り組んだところ上向きになりつつある。以上のとおり、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備に寄与すべく、福祉公社の理念に沿って事業実施した。

権利擁護課の事業について、堀田権利擁護課長から、次のとおり報告された。

令和5年度は、第四期中長期事業計画の1年目ということで3つのセンターでそれぞれ計画実行のための取り組みを行った。

つながりサポート事業の令和5年度末の利用者数は68世帯78人だった。そのうち入院・入所預託金保管者は63人、没後支援契約者は35人だった。つながりサポート事業の課題等を抽出し、よりご利用者にとって確実にサービス提供が行えるよう、「つながりサポート事業見直し検討委員会」をたちあげ、新事業の検討を行った。昨年度、理事会で報告した通り、今年度から「入退院・没後サポート事業」をモデル事業としてスタートさせた。今現在利用者はいないが、事業の周知を本格的に行う予定。収支計算書は記載のとおり。ご利用者からの遺贈により寄付をいただいた。

次に権利擁護事業について。令和5年度における権利擁護レスキュー実支援者数は27人、年度末契約者数は5人。終了者のうち、後見制度への移行は15人、ご逝去は3人。通常通り、老いじたく講座、法律相談、一般相談も実施し、市民の権利擁護に努めた。収支計算書は記載のとおり。

次に地域福祉権利擁護事業について。東京都社会福祉協議会からの受託事業として実施した。軽度の認知症や、精神疾患、知的障害等のご利用者が自立して生活できるような支援を行った。令和5年年度末利用者数は40人、新規契約者数は8人、解約者数は7人。そのうち後見制度への移行が4人だった。収支差額は210万円の赤字となった。

次に成年後見人等受任事業について。市の地域福祉を担う法人として、本人、親族等の意向を丁寧に確認しながら、成年後見人等を受任した。令和5年度末受任者数は132人だった。収支差額は記載のとおりで、663万円の黒字となった。

次に生活困窮者自立相談支援事業について。生活困窮者自立支援法の「自立相談事業」「住居確保給付金事業」「家計改善支援事業」、及び市の独自事業である「特別就職支援金」「住居契約更新料給付金」の窓口業務を武蔵野市から受託し、実施した。複数の生活課題のある市民と生活構築する方法をともに考え、自立した生活が送れるような伴走型の支援を行った。新

規相談者・支援者ともに、コロナ禍から年々減少傾向にあるが、様々な課題を抱え、困窮から抜け出せず長期にわたって相談支援を継続しているケースも多くある。令和5年度は、中長期事業計画の取り組みの一つとして、事業の周知に力を入れたため、事業説明に行ったケアマネジャー事業所等からの相談が増え、高齢者の家計相談等も増加している。事業活動収支差額は記載の通り。

次に生活保護受給者金銭管理支援事業について。市から受託した事業を実施した。令和5年度実利用者数は51人、年度末利用者数は43人だった。出納回数が他事業に比べ多く、受託料に見合わない現状を市へ訴え続けたところ、令和5年度は出納件数に応じた受託料へ変更となったため、収支計算書の通り赤字幅が大きく減少した。昨年度下半期の全出納件数の42%程度がこの事業の件数となっている。

次に成年後見制度利用促進事業について。成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市とともに中核機関を運営した。武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会を2回開催し、各専門職、福祉関係者との連携を深めた。また7市合同の市民後見人フォローアップ講座を開催したほか、成年後見制度に関わる講演会および、学習会兼相談会等を実施した。成年後見制度についての市民からの相談については権利擁護センターの職員も協力し相談対応を行い、難しい案件は弁護士による法律相談につなぐなど丁寧に対応した。収支計算書は記載のとおり。

つづいて、在宅サービス課の事業について、江尻在宅サービス課長から次のとおり報告された。

介護保険法に基づき居宅介護支援事業を実施した。特定事業所加算算定事業所として24時間連絡体制を確保し、在宅介護・地域包括支援センターから相談のあった支援困難利用者や権利擁護センターと連携が必要な利用者を積極的に受け入れた。また、ケアマネジャー不足を下支えするため、10月に職員を1名増やし、5名体制とした。担当ケースは、介護、予防、総合事業を合わせて、昨年より57件多い1583件だった。収支計算書は記載の通りで、収支差額は23万円の黒字となった。

つづいて、ホームヘルプセンターの事業について三木ホームヘルプセンター武蔵野担当課長から次の通り報告された。

介護保険法に基づく訪問介護サービスを実施した。特定事業所加算要件の全ヘルパー対象の定期的な会議や研修は参加率100%をキープすることができた。更に対面研修を再開することで、身体介護に従事するヘルパーを増員することができた。毎日型のご利用者の終了、入所者の増加、利用時間の短縮から、利用者数は昨年より41人増加したが、収支は1463万9千円の赤

字となった。

障害者総合支援法による居宅介護サービス事業を実施した。喀痰吸引等の医療的要素を必要とする重度訪問介護は、職員を中心に対応した。移動支援では、就学児や受け入れ事業所が見つからない市民からの依頼を積極的に受け入れ対応することができた。収支差額は242万9千円の黒字となった。

次に生活支援事業について。認知症見守り支援事業は若年性認知症のケースなども増加傾向にあり、多職種と連携を取りながら対応した。感染症レスキューヘルパー事業では、コロナ感染症5類に移行後も、他事業所による介護保険サービス対応が出来ないケースを今までのノウハウを生かし迅速に対応した。収支差額は102万4千円の赤字だった。

つづいて、人材育成センターの事業について、江尻在宅サービス課長から次のとおり報告された。

介護・福祉人材に関わる養成・育成研修、相談、事業者支援等を実施した。また、年齢や職種をこえたつながり作りを目的に、初めての試みとなる多職種交流の会を開催した。大変好評であったため、今後も継続したいと考えている。

センターも開設6年目を迎え、各関係者との連携や事業者支援も定着してきた。今後も、介護・福祉人材の確保に向けた取り組みを創意工夫しながら実施する。収支計算書は記載の通り。

つづいて高齢者総合センター事業について、方波見高齢者総合センター所長から次のとおり報告された。

令和6年度に予定されている高齢者総合センター大規模改修に向けて武蔵野市と施設の老朽化状況及び改修要望を共有し、仮設施設への移転準備を進めた。収支計算書は記載の通り。

在宅介護・地域包括支援センター事業について。地域包括ケアシステムの推進拠点として相談支援・サービス提供を行い、延べ11,939件の相談があった。令和5年度は介護保険に関する相談が多く昨年比600件増、要介護認定調査件数も倍増した。また、新たな試みとして、メンバー参加型で見守り合える地域作りを目的とした学び講座を開催した。いきいきサロン事業では参加者の増加から新たなサロンが開設された。収支計算書は記載の通り。

住宅改修・福祉用具相談支援センター事業について。作業療法士・理学療法士による福祉用具や住宅改修を中心とした住環境整備の相談、言語聴覚士によるコミュニケーション・嚥下障害の相談、排泄ケア専門員による相談を実施した。令和5年度は在宅生活継続のカギとなる排泄に係る市民向けの講演会を実施した。また、地域包括ケア人材育成センター主催の技術研修や家族介護教室にて講師協力をした。収支計算書は記載の通り。

デイサービスセンター事業について。公設民営のデイサービスとして多課題、医療ニーズの高い方を積極的に受け入れ祝日営業や臨時利用にも対応しセーフティネットとしての役割を果たした。令和5年度は低迷していた稼働率と報酬回復を目指し「収益向上委員会」を立ち上げ、業務改善に加え営業活動にも注力した。V字回復とまではいかないものの、稼働率を回復させることが出来た。感染症が5類になったことから外食会や夏祭り等を再開し好評だった。年間利用者は、昨年度から改善も見られ、延べ7,990人、稼働率は年間平均78.5%だった。収支計算書は記載の通り。1598万円の赤字となった。

次に社会活動センター事業について。受講を契機とした外出や仲間作り等を目的とした運動・文化・芸術等に関する初心者向け29講座、イベント等を開催した。5類に移行したことを機に3階自由来館スペース開放を再開した。また、近隣商店街等団体と協力して高齢者総合センター秋まつりを開催した。大規模改修を契機として社会活動センターの役割と運営課題に関する報告書及び地域健康クラブの運営課題に関する報告書を武蔵野市に提案した。収支計算書は記載の通り。

つづいて北町高齢者センター事業について、石橋センター長欠席のため新谷事務局長より次のとおり報告された。

デイサービス事業では、介護保険を初めて利用される方でも安心して過ごしていただけるよう、お一人おひとりに寄り添った支援をした。年間延べ5,362人（前年度5,032人）と、大きな回復は果たせなかったが、イベント等を積極的に実施し周知に力をいれたことで、10月から利用者が増加し、11月から平日定員を25名から30名に変更することができた。ボランティアの活動実績も延べ1,029人（前年度596人）と倍増し、音楽講師など新しいボランティアも活動している。設備面では外壁や屋根の修繕・塗装が無事に終了し、外観が見違えるようにきれいになった。

小規模ハウス事業は、令和5年11月に、小規模ハウスの最後の居住者が施設入所となり、本事業が終了した。転居の際は関係機関ときめ細かい支援を実施した。

子育てひろば「みずきっこ」とは、月1回の会議を通して情報共有を図るなど、連携しながら運営した。閉所時間を3時30分から4時に変更したことで、更にたくさんの親子が来所した。収支計算書は記載の通りで、事業活動収支差額は2870万円の赤字となった。

つづいて、新谷事務局長から、管理費について報告された。

福祉公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行った。令和4年度に収益が悪化した介護保険事業を対象に「収益向上委員会」を設置し、収支改善に取り組んだ。成果はな

かなか数字に出てこないが、前向きに取り組むことで希望が見えつつある。実施した3部署は、取り組みを事業報告会で発表した。ケアリミック武蔵野では、権利擁護センターが登壇し、「みんなで考えよう没後のこと」と題し、福祉公社の事業周知のほか、没後についての啓発や、自治体への提言をまとめ発表した。事業報告会では、「収益向上委員会」の発表の他、2つの部署が連携して発表を行い、横のつながりとチームワーク強化を図った。

収支について。事業活動収入が予算より600万円ほど多いが、これは寄附金によるものである。使途を特定しない寄附金については、50%を法人会計に繰り入れている。支出について、委託費の予算が余ったのは、新社屋建設の設計費用を計上していたものが、固定資産の建設仮勘定科目となったことによるものである。こちらは建物が完成した際に建物として計上する。

続いて、新谷事務局長から、収支計算書について次のとおり報告された。

事業活動収入計が7億3458万6千円、事業活動支出計が8億51万2千円で、事業活動収支差額は、6592万5千円となった。投資活動収入は、老後福祉基金預金取崩収入の1億3506万8千円、退職給付引当資産取崩収入146万7千円などだった。投資活動支出は、老後福祉基金資産積立支出、人材育成基金資産積立支出、退職給付引当資産積立支出、減価償却引当資産積立支出、本部事務所建替準備資金積立支出の特定資産取得支出が、あわせて7165万9千円で、建物附属設備建設支出、車両運搬具購入支出、什器備品購入支出、建設仮勘定支出、ソフトウェア購入支出合計である固定資産取得支出は1016万9千円、敷金・保証金支出と合わせると9521万2千円となり、投資活動収支差額は4146万1千円となった。財務活動収支、予備費支出はなく、当期収支差額は2446万4千円のマイナスとなった。

続いて決算報告書について、次のとおり報告された。

資産の部、資産合計は14億5307万9千円、負債の部、負債合計は1億9252万7千円、正味財産の部、正味財産合計は12億6055万1千円となり、負債及び正味財産合計は14億5307万9千円となった。

経常収益は、基本財産運用益、特定資産運用益、事業収益、受け取り補助金等、受け取り寄附金、雑収益、合わせて7億3458万6千円となった。前年度と比較して2億2425万4千円のマイナスとなっている。主な要因は、受取寄附金2億2797万5千円のマイナスである。

経常費用は、給料手当、臨時雇賃金、委託費等を合わせて、経常費用合計8億2504万2千円となり、前年度と比較して101万5千円のマイナスとなった。

当期経常増減額は、9045万5千円のマイナスとなった。経常外増減の部については、固定資産を処分したことによる除却損である。前年度一般正味財産期末残高に、当期一般正味財産増



減額を足した一般正味財産期末残高は、8億4250万5千円となった。指定正味財産は、現在基本財産のみを計上しており、増減はなく一般正味財産と指定正味財産の期末残高を合わせた、正味財産期末残高は12億6055万1千円となった。前年度と比較して9052万5千円の減となった。

続いて正味財産増減計算書内訳表について。決算における公益目的事業会計と収益事業、法人会計の経理区分を明確化し、行政庁に報告するためのもの。「子育てひろば事業」が公益目的事業と認められていないことから、収益事業のその他事業会計として区別している。具体的には、北町高齢者センター事業のうち、「子育てひろば受託事業」に関わる収益、費用について配賦したもの。そのほか、管理費等を公益目的事業従事割合や使用割合により、公益目的事業会計と法人会計に振り分けた後の収益と費用を表したもの。

財務諸表に対する注記については記載のとおり。

財産目録について。現金、預金、未収金など流動資産合計は1億9994万1千円となった。

基本財産、特定資産、その他固定資産による固定資産合計は、12億5313万7千円で、資産合計は14億5307万9千円である。

未払金など流動負債と退職給付引当金など固定負債による負債合計は1億9252万7千円。資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は12億6055万1千円となった。

つづいて、基本財産の運用について。現在、基本財産の内、1億6千万円を地方債にて運用している。第440回大阪府公募公債は、第14回1号宮城県公募公債6300万円が令和5年7月末で満期になったことから、購入したもの。これらに伴う、利息収入は88千円だった。なお、下の欄の特定資産については銀行の普通預金等に預けている。老後福祉基金については、建替え資金として地方債が満期になった際に無利息の普通預金に預けている。

続いて安田監事から次のとおり監査の報告がなされた。

大久保監事とともに、当法人の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行について監査を行った。理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査した。以上の方法によって、当該年度の事業報告と附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査を実施した。監査結果について、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めた。理事の職務の執行に関する不正の行為、または、法令・定款に違反する重大な事実は認められなかった。計算書類、そ

の附属明細書、財産目録等について、当法人の財産及び損益の状況、全て重要な点において適正に表示しているものと認めた。重大な後発事象はない。

以上で説明が終わり、議案第1号及び議案第2号に関連して、次の質疑応答があった。

**大野理事** 収益向上委員会の構成メンバー、開催頻度、現在の問題点を教えてもらいたい。

**新谷事務局長** 3つの部署、訪問介護事業のホームヘルプセンター、通所介護事業の高齢者総合センターデイサービスセンター、北町高齢者センターが対象であった。構成メンバーは当初総合職以上とし、他部署の課長が加わる形とした。進めていく上で総合職のみでは難しい部分が生じたため、課題ごとの分科会を設置するなどし、一般職専門職も加わった。開催頻度は月2回定例会を開催して5月末から9月末までの半年間の期間限定で設置した。

総務課長が全体を統括し、権利擁護課長が高齢者総合センターデイサービスセンターを、高齢者総合センター所長がホームヘルプセンターを、在宅サービス課長が北町高齢者センターを担当する形とし、それぞれ課題を抽出した。主な目的は稼働率を上げることとし、事業周知を課題とした。取り組みはチラシの作成や営業に行くことなどを行った。これまでは、来たご利用者を受け、良いサービス提供をしていれば必ずうまくいくと信じてやってきたが、待っているだけではいけないと認識を改め、ケアマネジャーへのヒヤリングを行い周知に力を入れた。その結果、公社のデイサービスを知らないケアマネジャーや、利用したことのないケアマネジャーもいることがわかり、一定程度営業は必要であるとして営業に行った。その他、見学にも送迎をつける、ケアマネジャーや家族へも食事を提供するなど他のデイサービスもやっている付加価値をつける取り組みを行った。また評判のいいデイサービスへの見学も行った。当初は職員より「急に赤字と言われても困る」「公益法人なのだから儲けなくてもいいだろう」という意見もあったが、事業の継続には一定程度の収益は必要である旨理解を得るところから始めた。まだ数字が伸びていないところもあるため今後も注力していく。

**黒竹理事** 介護保険事業が問題となっているようだが、ここが難しい。貸借対照表の資産の部流動資産の合計及び特定資産の合計も減っており、資産全体が減っているということになる。一方で固定負債が増えている。結果自己資本比率が昨年度に比べて2ポイント下がっている。資金的余裕はあるが、長期的に見た場合改善が必要になってくると思われる。事業報告書付属明細書5から7ページに公社財政の推移があるが事業活動収支について令和2年度から毎年マイナス幅が増えている。令和6年度分については1億1600万円と大きくなっている。一方で特定資産の取り崩し収入も毎年増えており、今あるファンドが減っており収支も悪化してい

るという厳しい状況になっている。こちらも抜本的に改善していかないと資金が枯渇してしまうのではと懸念している。介護保険事業の収支改善は難しいが、そういった認識を持ちながら活動してもらいたい。

**新谷事務局長** ご指摘の通り。介護保険事業の赤字が6000万円ほどとなっている。収益向上委員会においても限界を感じたところがある。武蔵野市内のケアマネジャーが足りずボトルネックとなっている。新規の利用者はサービスを受けられず、事業者は利用者を増やすことができない。ケアマネジャーを増やすことが市内及び福祉公社の課題解決の一つとなると考え、人員を増やしたところである。また、全体的に施設へ入所する傾向が強くなっている。福祉公社は「住み慣れたところでいつまでも」を理念としており在宅サービスを中心に事業展開してきた。介護度が高い利用サービスの単価の高い方が施設に入所する傾向があり、かなり厳しく受け止めている。もう少し在宅生活継続を呼びかけるキャンペーンを考えているところである。これからも収支改善については取り組んでいきたいと思っている。

**黒竹理事** 同じことが私共法人でも顕著に表れている。デイサービス、グループホーム、特別養護老人ホームを運営しているが、デイサービス部門において苦戦している一方、グループホーム、特別養護老人ホームは安定している。在宅で過ごす期間が短くなっている。家族の介護力の低下していることと武蔵野市民の所得レベルが高いため施設で十分経済的に対応できるということの2点によるところと考えている。福祉公社は在宅中心の事業展開のためますます厳しくなっていくと思うが、頑張ってください。

その他、理事及び監事から質疑意見はなく、議案第4号及び議案第5号は、1件ずつ採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

### 日程第3 議案第6号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程について

新谷事務局長から、次のとおり説明がなされた。

東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当の実施に伴い居住支援特別手当を新設するため給与規程の改定を行うことについて承認を求めるものである。介護職員。介護支援専門員居住支援特別手当の事業概要について。東京都は国の処遇改善に居住費の高さなど東京の実情が反映されていないとして国の改善が講じられるまでの間、居住支援特別手当の支給を決定した。対象は介護保険サービス事業に従事する介護職員介護支援専門員で、所定労働時間が20

時間以上の方に月1万円、勤続5年目までの方に1万円を加算するとしている。支給にあたっては給与規程の改定を求めていることから、改正するものである。

第2条は給与の種類を定めている。第2号に居住支援特別手当を追加した。第3条に給与の支給を定めている。居住支援特別手当の対象は介護職員・介護支援専門員として週20時間または月80時間以上従事することを実績として求めていることから翌月支払いとした。超過勤務などの算出にかかる基礎賃金に加算することも求められていることから、第6条、勤務1時間当たりの給与の算出において第3項を追加し、勤務1時間当たりの給与額には居住支援特別手当を合算して算出すると定めた。第20条の4に居住支援特別手当の詳細として東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金要綱の運用に準じて支給するものであること、本事業の交付対象となる期間とすること、金額などを定めている。対象者の詳細については居住支援特別手当の支給に関する要綱を制定した。

次にパートタイム職員の賃金に関する要綱について。パートタイム職員も対象となることから、パートタイム職員の賃金に関する要綱も改正し、第4条第7項を追加し、居住支援特別手当を定めた。支給開始については令和6年4月から6月分を7月給与に合わせて支給するよう準備を進めている。

以上で説明が終わり、議案第6号に関連して、次の質疑応答があった。

**大野理事** 給与規程について記載の仕方に誤りがある。職員給与規程の第3条の2、「奨学金返済支援手当及び住居手当及び居住支援特別手当」と「及び」が重なっているのは誤り。最初の及びは「、」とし、最後のみ及びとする。

同じく給与規程20条の3に第20条の1と記載があるが、第20条に1はないため削除すべき。

居住支援特別手当の支給に関する要綱の第3条で支給対象を定めているが、「いずれにも」はすべてに該当しなければならず、「いずれか」ではないか。

同じく居住支援特別手当の支給に関する要綱の第3条の(4)週20時間以上については(1)から(3)のすべてにかかってくるため整理する必要がある。

そのうえで、(1)は週20時間以上だけでなく、月80時間以上であってもいいということになっているが、(4)では週20時間以上に限定されており月80時間以上は含まれていないが良いか。

**新谷事務局長** 給与規程の誤記は修正する。居住支援特別手当の支給に関する要綱については「いずれか」が正しく、(4)についてはご指摘の通り(2)、(3)にかかってくるため修正する。(4)の月80時間以上の記載については確認して修正したい。月80時間以上だと思

うが、東京都の記載には週20時間としか記載がなかったため詳細について東京都に確認し、記載したい。

**渡邊理事** 本手当が超勤単価に含めるのかという確認をしたい。また7月から施行して4月に遡るとのことだが、東京都からの補助金交付前に支払いするのか。その分の超勤の跳ね返りはどうするのか。また対象者については介護職員及び介護支援専門員のみでその他の職員は対象とならないということによいか。

**新谷事務局長** 遡及部分について4、5、6月分については超過勤務に反映させず手当のみを支給する。東京都ではそのように取り扱ってよいとの記載がある。また介護職員、介護支援専門員の業務についていない職員は支給対象外である。補助金交付前の7月から支給を予定している。

**渡邊理事** 手を上げないわけにはいかないが、職員の中で対象となる職員と対象とならない職員がおり、手間のかかる事務局はもらえない。どこに配属されているかによってももらえる人とももらえない人がおり、手間をかけるにも関わらず事務局へ不満の声があがってしまう。また東京都のQAも二転三転しており、いつ始めるか検討中となっている。補助金の交付前に手当を支給することにも負担感がある。

**黒竹理事** 私共法人も検討しているところである。やはり不公平感がある印象。事務職や看護職は対象外であり不満は出てきがちな手当と感じている。それだけ介護職員が不足しているということ。本来であればベテランを優遇すべきであるが、今回は介護職5年未満を優遇しており、介護業界にかかわりのなかった人材を呼び込もうという趣旨ではないか。法人内で不満があった場合にはこの辺りを説明しご理解いただくのがよいのではないか。

**新谷事務局長** 現時点であらさまな不満の声は聞こえていない。大きな金額の補助であり、給与を上げることができることはポジティブに受け止めている。

**森安理事長** 処遇改善加算については介護職員のみが対象で介護支援専門員は対象外であるが、今回は対象となっているため、好意的に受け止めている。

**千種理事** 高齢者人口が増えている一方、介護職の人材が不足しているが、国としてどういう援助をしていくのか心配している。

**森安理事長** 感想となるが、東京都が国に求めてきた介護職員・介護支援専門員の処遇改善及び居住支援について、国が行わないため東京都が行ったものである。東京都が先行的に行うことで国も検討せざるを得なくなる一面があるため国の動きを見守りたい。

その他、理事及び監事から質疑意見はなく、議案第6号は、採決の結果、原案のとおり、全

会一致で承認された。

**日程第4 議案第7号 令和6年度第2回評議員会(みなし決議)の開催について**

**日程第5 議案第8号 令和6年度第3回評議員会の開催について**

森安理事長から一括審議の申出がなされ、ほかの理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

新谷事務局長から、次のとおり説明がなされた。

定款第二十条第三項の規定により一般社団法人および一般財団法人に関する法律第194条第一項の要件を満たしたときは評議員会の決議があったものとみなすとされていることから、評議員の辞任に伴う後任の選任についての議案について第2回評議員会みなし決議として決するものについて承認を求めるものである。

日名子英男評議員は体調面から民生児童委員を退任され、福祉公社の評議員も辞任の意向である。後任には民生児童委員第一民協副会長の松田正恵様を推薦いただいている。

秋山真弘評議員は3月末で市民社会福祉協議会の常務理事を退職されている。後任の福島文昭常務理事の推薦をいただいている。

お二方とも現職を退かれており、6月28日の定例の評議員会では新評議員を迎えて開催したいことから、新評議員の選任をみなし決議で実施したい。

日程第5 議案第8号令和6年度第3回評議員会開催について。提案理由について、定款第17条の規定により、「評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要のある場合に開催する」とされており、第18条の規定により、「評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。」とされていることから、議事日程案のとおり開催することについて、承認を求めるものである。

日程第2 議案第3号では秋山真弘評議員会会長が辞任されたことから評議員会会長の選定を互選にて行う。日程第5 議案第6号理事の再任については、森安東光理事の任期が満了になることから再任の議案である。無事に承認いただたら同日、第4回理事会をみなし決議で実施し、理事長の選定について図る予定である。その際はお願いしたい。

説明は以上で、議案第7号、議案8号について理事及び監事から質疑意見はなく、1件ずつ採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認された。

## 日程第6 報告事項1 理事の競業取引について

新谷事務局長より次のとおり説明がなされた。

競業取引については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律84条1項1号において、「理事が自己又は第三者のために公社の事業の部類に属する取引をしたときは、当該取引につき重要な事実を理事会に報告しなければならない。（一般社団法人一般財団法人の92条）」とされていることから、黒竹光弘理事及び渡邊昭浩理事との取引について別紙のとおり報告するものである。

その他、報告事項1に関して質疑意見はなかった。

## 日程第7 報告事項2号 理事の利益相反取引について

新谷事務局長より以下の説明があった。

利益相反取引について理事が自己または第三者のために公社と取引したときには当該取引後遅滞なく当該取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない（一般社団法人及び一般大段法人92条）とされていることから、別紙について報告するものである。

渡邊理事との取引については事前に承認を得ている取引についての報告である。

森安東光理事との取引については承認を得ていないものであるため、本人より説明する。

森安理事長より、次のとおり説明がなされた。

地域の介護・福祉現場で働く仲間たちで昨年1月「武蔵野地域包括ケア研究会」を結成した。黒竹理事長のご厚意により、とらいふ武蔵野の地域交流スペースをお借りし、月1回の定例会を開催している。昨年は武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定が行われたため、研究会で「現場からの提言」を取りまとめ、策定委員会に提出し、計画に反映された。また、今年2月には60人ほどの参加で公開講座を開催した。

その研究会の資料の印刷を私が担当していたが、コピー代の領収書を私個人宛に出してしまったものである。監事からのご指摘もあり、今年度に入ってから武蔵野地域包括ケア研究会宛てに領収書を発行している。事務的な手違いによるものであり、利益相反取引には当たらないが、今後はこのようなことが無いよう注意する。

その他、報告事項2に関して質疑意見はなかった。

## 日程第8 報告事項3 新社屋建設進捗状況について

藤本常務理事から、次の通り説明がなされた。

3月22日に仮事務所の賃貸借契約を締結した。その内容は、所在地が武蔵野市吉祥寺本町一丁目15番9号 岩崎吉祥寺ビル3階。このビルは吉祥寺北口駅前のビルで1階にスターバックスコーヒーがあるビルである。面積は212.93平方メートル、64.41坪。賃料は月額128万8200円で、別途消費税がかかる。共益費は月額257,640円。別途消費税がかかる。敷金は1288万2000円で賃料の10か月分となっている。礼金はなし。契約期間は、2024年6月1日から2029年5月31日まで。仮事務所での運営は、2024年8月13日火曜日から開始を予定している。

次に、新社屋建設工事定例打合せを実施した。4月24日にはセキュリティ関係、ネットワーク関係について打合せを行った。5月23日には実施設計の進捗状況について設計事務所から説明を受け、実施設計における確認事項、例えば地下1階駐輪場、1階ふらっとテラス、2階ホール、屋上緑化などの仕様確認を行った。

次に、2 今後のスケジュールについて。令和6年度においては新社屋の実施設計が完成するのが今年の7月の予定。建設工事の業者選定を実施するのは、8月から9月の予定と記載しているが、最新情報でまだ不確定な情報ではあるが、業者選定準備が2、3か月以上長くかかる可能性があり、その影響で以下のスケジュールが後ろにずれる可能性がある。

なお、仮事務所への移転は先ほど仮事務所の賃貸借契約締結の報告をしたが、8月10日～12日の三連休を使って行う予定である。

その他、報告事項3に関して質疑意見はなかった。

## 日程第9 報告事項4 第四期中長期事業計画進捗報告

藤本常務理事より、次の通り報告がなされた。

表の1番上の「家族や親族がいなくても安心して生活できる」については、つながりサポート事業では、「つながりサポート事業見直し検討委員会」を立ち上げ、新事業スキームの検討を行った。令和6年度はモデル事業として「入退院・没後サポート事業（仮称）」を開始した。



また、在宅介護・地域包括支援センターでは、親族機能の期待できない高齢者を対象にメンバー参加型の連続した学びの講座を初めて実施した。参加者が学びたいテーマを決定し、全4回の講座を実施した。

「判断能力に不安を感じても安心して住み慣れた地域で生活できる」については、成年後見人等受任事業の拡充で検討チームを立ち上げ、法人後見のチラシを作成し、各種講座や市内有料老人ホームで内容説明を行い、新規受任件数増につなげた。

「生活困窮者の自立を支援する」では、生活自立支援センターの利用者に就労支援の要望について聞き取りを実施した。その内容を踏まえ、支援調整会議に参加し、各関係機関における就労支援の困りごとを共有した。

「社会参加の促進」については、社会活動センターの事業では、運動・文化・芸術等初心者向け29講座および秋まつりなどのイベントを開催した。社会活動センターの役割の見直しについてはモニタリングアンケートの分析を行い、社会活動センター事業の課題に関する報告書を作成した。

「福祉人材を育成する」については、人材育成センターでは介護・福祉人材に関する養成、研修、相談、就職支援、事業者支援等の事業を武蔵野市より受託し実施した。また、若い介護職を応援している若者プロジェクト『若ば』では毎月オンラインミーティングを開催し職種を超えた活発な意見交換の場を提供した。

「新しい福祉機能を開発し市に提案する」については、ケアリンピック「武蔵野市」となっているが、「武蔵野」が正しい表記である。お詫びして訂正する。そのケアリンピック武蔵野では、権利擁護センターが登壇し、「みんなで考えよう没後のこと」をテーマに、没後についての啓発や国や自治体への提言をまとめ発表した。

「地域活動を支援する」は記載のとおりである。子育てひろばみずきっこでは、朝のオンライン交流や月一回の連絡会、行事交流を通じて、コミュニティケアサロンとの交流を図った。

「民間の福祉サービスを牽引する」については、デイサービスセンターでは民間事業所では対応困難な多課題・医療ニーズの高い利用者を積極的に受け入れるとともに、すべての祝日、年末も開所し、臨時利用も受け入れセーフティネットとして役割を果たした。そのほかは記載のとおり。

「社内の人材育成」では、東京都社会福祉協議会主催の福祉職員職務階層別研修に14人参加するとともに、資格取得助成制度を利用し、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士など新たに6人が資格を取得した。

「効率的な事業運営」については、高齢者総合センターの大規模改修については改修後の施設や仮施設に必要な機能や設備などを武蔵野市と協議し提案を行った。本社社屋建替えについては設計会社との打ち合わせを重ね、基本設計が完成し、実施設計に着手している。

最後に「健全な財政運営」については、訪問介護や通所介護について収益向上委員会を設置し、業務改善だけではなく営業活動にも力を入れた。V字回復とはならなかったものの、前年度に比べ稼働率を回復させることができた。

説明は以上で、その他、報告事項4に関して質疑意見はなかった。

## 日程第9 報告事項5 理事長及び常務理事の職務執行状況について

まず、森安理事長から令和5年12月19日の理事会にて報告して以降の職務執行状況について次のとおり報告がなされた。

法人運営について。記載の通り評議員会理事会を招集し開催した。

事業実施に関することのうち、職員採用、昇任等に関することについて。

10日に1度程の頻度で採用面接を行った。多くの方を採用した。

3月29日に退職辞令を交付した。定年、自己都合、派遣の解消等合わせ7人。新年度早々にはめでたいことに産休に入る職員もおり、日々採用活動にいそしんできた。

2月28日、主任職昇任面接を行い、総合職の主事から主任へ6人が全員合格となった。

4月1日、辞令交付式を行い新規採用、昇任、異動の辞令を交付した。新規採用は8人。

5月25日に新卒採用面接を行い3人の内定を出した。

事業運営について。

1月11日新社屋設計事業者との打ち合わせを行い、その後基本設計をとりまとめた。

1月15日には永年勤続表彰を行い、勤続30年2人、20年2人、10年が3人計7人を表彰した。

1月29日から2月8日まで令和6年度事業計画及び予算について全部署から全事業の計画のヒヤリングを行った。

2月9日、事業報告会を行い、理事監事や市役所関連部署課長等にも見てもらった。

4月25日、毎年恒例の新年度講話を行った。昨年は武蔵野市の各種計画の策定年度だったため、「武蔵野市健康福祉総合計画と福祉公社の役割」について講話を行った。

5月16日から29日まで第4期中長期事業計画の進捗状況について全部署全33事業についてヒ

ヤリングを行った。

その他渉外等について。

理事であるこだまネット理事会、評議員である社会福祉法人とらいふの評議員会へ出席した。

3月31日には5年ぶりの会場開催となったさくら祭りへ若手職員中心に参加し福祉公社の事業の紹介を行い大変好評だった。

なかなか職員の確保が厳しい中、収支の改善もまだまだ厳しい状況ではあるが、まずは職員の処遇を改善し、働きやすい職場を作って、市民の皆さんにより良いサービスを提供するようこれからも努めてまいりたい。

つづいて、藤本常務理事から、業務執行理事たる常務理事としての職務の執行状況のうち、着任した令和6年4月以降の主なもので、理事長と重複しないものについて報告がなされた。

4月1日から6日まで新入職員等研修に参加し、各課による事業説明を受け現場見学を行った。

4月8日からは三鷹サテライトオフィス勤務を始め、その後も毎週月曜日に勤務をしている。同様に4月11日からは北町高齢者センター勤務を始め、それ以降毎週木曜日に勤務をしている。また同様に4月12日からは高齢者総合センター勤務を始め、それ以降毎週火曜日・金曜日に勤務をしている。これらの勤務は各職場で職員が出産育児休暇や病気休暇の取得、退職があったため、事務の補助や職場研修の一環として行っている。

次に4月18日には高齢者総合センターの仮移転打合せに出席した。そのあとも毎週出席した。高齢者総合センターは1年間の大規模修繕工事を実施するため、7月13日から15日に仮移転し、7月16日から業務を継続していく予定である。引越しが業務運営に影響しないよう引越し業者との打ち合わせを今後も週1回程度行う予定である。

4月24日には新社屋の建設工事定例打合せに出席した。内容はお伝えしたとおり。

5月20日にはディスコダンス講座の運営、5月30日にはジャズダンス講座の運営、6月6日には歌声喫茶ともしび出前コンサートの運営に、スタッフとして高齢者総合センターで勤務した。どの事業も盛況で参加者の生き生きとした活動ぶりを拝見することができ、社会活動事業の存在意義を再認識した。

渉外的な活動としては、4月15日に武蔵野市役所で行われた主管者会議報告会に出席し、武蔵野市に関する情報の収集を行った。

その後5月8日、5月28日、6月10日に行われた報告会にも出席した。その他にも4月24日

には高齢者総合センターで行われた地域健康クラブ合同会議に出席した。

5月8日には12月の市議会議員選挙により新しく議員となられた方の市内公共施設視察で高齢者総合センターを案内した。

6月8日に財政援助出資団体情報交換会に参加し、各団体における労働環境や制度等に関する課題や対策について情報交換をした。

これからも利用者である市民の方々が安心して暮らせるよう支援に努め、公社においても業務改善や新たな事業展開、新社屋建設に向けて鋭意取り組みを進める。

途中、15時00分安田監事が退室された。

報告は以上で、報告事項5に関して、理事及び監事から質疑意見はなく、報告事項は終了した。

本日の理事会はweb会議システムを用いたが、終始支障はなく、以上をもって、議事の全部の審議を終了したので、森安理事長は令和6年度第3回理事会の閉会を宣言した。

議事の経過及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

令和 6 年 8 月 21 日

議 長 (理事長) 森 安 東 光



議事録署名人 (監事) 安 田 大



議事録署名人 (監事) 大久保 実

